

司法書士による 全国一斉『遺言・相続』相談会開催について

愛媛県司法書士会では、司法書士会では、司法書士制度が2022年（令和4年）8月3日をもって150周年を迎えることから、司法書士制度150周年を記念して、日本司法書士会連合会と全国50の司法書士会および関連団体と共催で、全国一斉「遺言・相続」相談会を開催いたします。

本相談会は、令和6年に予定されている相続登記の義務化を見据え、相続登記に関する相談に応ずるほか、最近、相続が増えつつある遺言の作成等の円滑な相続を行うための準備に関する相談にも応ずることを予定しています。

●問い合わせ先 愛媛県司法書士会 総合相談センター受付 ☎089-941-1263

- 開催日時
8月7日（日）10時～16時
- 実施方法
①対面による面談相談
会場：愛媛県司法書士会 合同会館
松山市南江戸1丁目4番14号
- ②電話相談（当日のみ通話可能）
☎ **0120-339279**
- 相談受付 予約不要
（電話相談については事前予約も受付ます）
- 相談料 無料（個別継続相談は有料）

- 自宅で学べる！好きな時間に学べる！
スマホで学べる！eラーニング職業訓練（在宅型）「事務スキルアップコース（簿記・労務）」のご案内
- 期日 9月21日（水）、12月20日（火）の3ヶ月間
- 場所 自宅で受講（5日間だけ通学有り）入校・修了式を含む・（株）東京リーガルマインド松山支社（松山市三番町7-13-13）
- 内容 スマホ、インターネットを活用した在宅型公共職業訓練です。自宅にいながら簿記に関する知識（日商簿記3級検定対策）と労務に関する知識（労働基準法・労災保険法・雇用保険法・健康保険法・国民年金保険法、厚生年金保険法）を習得し、経理事務や総務事務等の事務職を中心とした職種への「再就職」を目指します。
- 対象 育児等によって外出が制限される者や職業訓練の受講が困難な地域に居住する者およびシフト制の労働者など定期的な通学が困難な者
- 定員 15人
- 料金 受講料無料
（テキスト代 税込8000円）
- 申込期限 8月8日（月）～9月5日（月）

- 申込先 ハローワーク今治 ☎0898-321-5020
- 問い合わせ （株）東京リーガルマインド松山支社 ☎089-961-1333
- 80歳で20本以上の歯を保っている方を募集**
- 元氣 歯つらつコンクール
- 対象 左記の3つの要件を満たす方を募集。
①令和4年4月1日現在、満80歳以上の方
②しっかり噛める自分の歯（天然の歯）が20本以上ある方
③これまで「元氣歯つらつコンクール」の受賞経験（入賞含む）がない方
- 申込・問い合わせ 8月8日（月）までに今治保健所健康増進課へ ☎0898-231-2500
- ※詳細は申し込み受付後、保健所から連絡します。



空き家バンク ミニコラム 14

空き家バンク物件登録申請に際しての登記移転のお願い

「上島町空き家・空き地情報バンク」（以下、空き家バンク）に物件登録申請いただきますと私たち担当者は、不動産登記を所管する法務局に、申請いただいた土地や建物の登記事項証明書（登記簿謄本）を請求します。これは、申請書類に記載された土地や建物の所有者と、法務局で登記されている土地や建物の権利者の氏名が同じかどうかを確認するためです。土地の売却あるいは譲渡は、基本的に権利者本人でなければ、行うことができません（成年後見人が行おうとする場合でも、家庭裁判所の許可が必要です）。また、登記事項証明書より、土地や建物に抵当権が設定されていないか、つまり土地や建物が債務の担保となっていないかについても確認します。

物件登録申請者と、登記上の権利者のお名前が異なる場合には、登記上の権利者となっている方から物件登録申請者へ、登記を移転していただくようお願いしています。上島町では、空き家バンクに物件を掲載するための登記移転費用を補助する制度を用意していますので、この補助金制度の活用を検討される際は、弓削総合支所企画情報課まで、お気軽にご相談ください。

空き家・移住定住ワンストップ窓口

弓削総合支所2階 相談専用ダイヤル ☎77-2501

上島町では、上島町に住み続けていただく「定住促進」のため、上島町を好きになり住んでみたい方への「移住促進」のため、空き家バンク制度を実施しています。現在、上島町に住み続けたい、住んでみたいといった方から、多くの空き家紹介のご希望をいただいておりますが、空き家バン

クへの登録物件が少なく、ご希望にお応えできない状況が続いています。上島町を未来へつなげていくために、そして大切な空き家をつなげていくために、**空き家バンクへの登録を、ぜひご検討ください。**

上島町の未来のために「空き家」をつなごう！

～8月は食品衛生月間です～ 食中毒から身を守りましょう！

高温多湿のこの時期、細菌が増えやすく食中毒が起こりやすくなります。次の「食中毒防止の三原則」を徹底し、家庭での食中毒発生を防ぎましょう!!



●問い合わせ

今治保健所生活衛生課
☎ 0898-23-2500 (代)
☎ 0898-23-2531

菌を

つけない！

菌を

増やさない！

菌を

やっつける！

食中毒防止の三原則

- 調理前だけでなく、調理中や生肉と生魚に触れた後、トイレの後など、こまめに手を洗いましょう。
- 生肉や生魚を扱ったまな板や包丁などの器具は、使用ごとに十分洗いましょう。
- 生鮮食品は購入後すぐに冷蔵庫に入れましょう。
- 調理した食品は早めに食べましょう。
- テイクアウトや宅配される食品は、店内で提供する食品と比べて調理してから食べるまでの時間が長くなるため、持ち帰った後は早めに食べ切りましょう。
- 加熱して食べる食品は、中心部まで十分火を通しましょう。
- 使用したまな板、包丁、ふきん、スポンジなどは、漂白剤や熱湯を使用して消毒しましょう。